

## 令和2年 第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金)  
午前10時00分から午前11時20分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (40人)  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 5番 中山克己  
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴  
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝  
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子  
推進委員 20番 高野 勉 23番 沼本通明 24番 錦 保 25番 下山史朗  
26番 松下 功 27番 松下清治 29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦  
31番 田中秀樹 32番 池田 薫 33番 三村訓弘 35番 中芝通雄  
36番 池田琢璽 37番 澤本基兄 38番 各務和裕 40番 黒田勝美  
41番 有富正博 42番 楨橋一夫 43番 入澤靖昭 44番 小林太郎  
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (5人)  
農業委員 無し  
推進委員 21番 平 義男 22番 小林和夫 28番 太安隆文 34番 山本明彦  
39番 白石寛志
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について  
日程第6 議案第23号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第24号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について  
日程第8 議案第25号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第9 報告第10号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第10 報告第11号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

日程第11 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕  
山本知実

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めまして、ただいまから令和2年4月総会を開会いたします。  
まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

4月総会ということで新しい気持ちで始めたいというふうに思います。大変多くの方に出席いただきましてありがとうございます。

今ウイルスの問題で非常に世界中が混乱しております。先が見えないというような状態でございますので何とも言えませんが、とにかく早く収束していただけるように我々も祈るしかありません。しっかりと政府のそういう政策をしっかりと受けとめて、この地域でも、緊急事態宣言は出ておりませんが、しっかりと守って、みんなで協力していきたいというふうに思っております。

また、きょうは、先ほどありましたように、事務局のほうも転勤等がありました変更がありました。事務局長のもとにしっかりとまとまって、また皆さんとともにしっかりと連携をとって進めていけたらというふうに思っております。非常に農業問題、農政は厳しい状況ですけど、我々はとにかく農産物を安定供給するというのが農業、農村にかけられた非常に大きな使命だというふうに思っております。こういうときこそしっかりといいものをつくって出して、全国の皆さんに食べていただくというようなことをしっかりと頑張っていきたいというふうに思っておりますので、皆さんとともに頑張っていきましょう。

それでは、4月総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、ただいまの出席委員ですけれども、18名中18名出席して下さっております。定足数に達しておりますので、4月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は13番、新田孝委員、14番、曲美樹委員を指名いたします。

日程2、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 議長。

議 長 はい、事務局。

主 事 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は10件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1, 937㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

去る3月31日に現地調査を行いました。譲受人、譲渡人の関係ですが、ご近所でもありますし、譲渡人の息子さんは譲受人の会社の従業員でもあります。譲渡人は、ご主人を亡くされて、息子さんと2人暮らしのため、なかなか耕作しにくいということで処分を考えておりましたところ、今回、譲受人との話がまとまりまして、申請に至ったものでございます。片や譲受人は、会社経営とともに農業経営も行っております。現在、米作を中心に60アールを耕作をしております、父親とともに耕作をしております。所有農機具等でございますけれども、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しておりますし、農業従事日数等も3条の許可要件を満たしていると考えられます。

以上によりまして、何ら問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農

地、田1筆4, 018㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2につきまして、去る3月30日に申請人との面談を行っておりますので、その内容につきましてご報告させていただきます。

権利移転する事由の詳細でございますけれども、譲受人は譲渡人の長男でございます。譲渡人が高齢となり、もう近年は農作業を行っていないと、困難な状況ということでございます。このたび譲受人が申請地の贈与を受けることになったものでございます。譲受人の耕作状況等につきましては、申請地を含めまして農地の耕作等維持管理につきましては既に譲受人が行っておりまして、農作業に必要な農機具につきましてもトラクターを初め一通り保有しておるといった状況でございます。贈与後につきましても今まで同様、適切な農地管理を行うものと思われまます。その他指摘事項は特にありません。

以上のおり、問題ないと思われまますので、審議方よろしくおんいをいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、3番は取り下げとなりましたので、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆532㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

番号4について説明いたします。

譲受人と譲渡人は同じ集落に住み、近隣でもあります。譲受人は、以前より譲渡人のこの農地を耕作しておりましたが、このたび売買をすることになり、話がまとまりました。譲受人は、会社員ながら稲作関係の農機具は全てそろえて、熱心に農業を行っております。何らこの件につきまして問題ない

と思われまので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございしました。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございしますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆257㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

担当推進委員 30番推進委員です。

5番について説明いたします。

3月30日に譲受人に聞き取りを行い、現地を確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、申請地は長年譲渡人が耕作をしてきましたが、高齢となり労力不足により農業経営の縮小を考えておりました。また、後継者も農業経営の縮小を考えており、申請地の譲り渡し先を探しておりました。このことを同じ集落内の譲受人に話したところ、申請地は譲受人の自宅近くであることから、快くまとまり、今回の申請になったものです。議案書類の農地までの距離が0.5kmとなってるんですが、実際に調査しましたら50m、要するに0.05kmだと思いますので、点の位置を間違えたんだろうと思います。すぐ近くでございしました。譲受人及び世帯員の耕作状況ですが、譲受人は専業で野菜等の栽培をしております。農機具はトラクター、管理機等を所有しております。申請地の取得後も今まで同様に農業経営に励んでいくものと認められます。

以上とおおり、問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございしました。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号6でございしますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆953㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 この案件は私が担当ですので、報告させていただきます。

4月4日に譲受人のお母さんから話を伺い、現地調査をいたしました。譲受人の農地は、この申請地に隣接する農地がありまして、以前はこの申請地も借りて耕作していたことがあったということございします。このたび譲渡人の農業廃止によりまして、譲受人が引き受けることになったということござい

ざいます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は母親と水稻を中心に栽培をしているということでございまして、現在は市外に単身赴任はしておりますけど、週末には帰って農業をしているということでございます。農機具等もそろっております、今後も耕作していかれるというふうに思われます。

以上でございます。慎重にご審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

主 事 番号7でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田1筆222㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

担当推進委員 推進委員35番です。

議案番号7について、3月29日に譲受人に立ち会いいただき、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人はこの田んぼを30年ほど前から小作として耕作しておりました。高齢になり、代がかわらないうちにと2年前から譲り受けの話をしておりましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。続きまして、譲受人の耕作状況についてですが、譲受人は兼業農家であり、譲受人が主に農業に従事し、妻と子供が手伝っております。現在所有している農地については、基幹産業の一部を委託しておりますが、全て耕作を行っており、トラクター等の農機具も保有し、申請農地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われまので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号8でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田3筆2,891㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、38番推進委員。

担当推進委員 38番推進委員でございます。

去る3月30日に申請人及び譲受人から事情聴取をしました。譲受人と譲渡人は親戚関係になります。また、近所に住んでおります。譲渡人は高齢で、今施設に入所されておりました。この該当の農地につきましては十数年来、近所の人につくってもらっておりましたが、そのつくってもらった人から、もう自分ではできないから返却するという申し出がありまして、申請人のほうがこの親戚のほうに何とかつくってもらえないかということで、お互いの意見が合意しまして成立しております。それで、譲受人の耕作状況であります。兼業農家でありますけれども、農機具も全て持っております。耕作するというふうに言っておりますので、そのほかには異常はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆1,008㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

担当推進委員 本件につきましては、去る4月2日、譲渡人それと譲受人両者立ち会いのもと現地及び聞き取り調査を実施しました。譲渡人は県外の箕面市に長年在住しておりました。近所であります譲受人が耕作しておりました。対象農地は譲受人の自宅前にあり、このたび権利移転の話が成立したものであります。譲受人は長男夫婦とその子息の5人で住んでおりました。現在水田20アール、畑12アール耕作しており、農繁期には長男夫婦も耕作の手伝いをしており、必要な農機具は完備しており、農作業にも従事するものと感じられます。その他の指摘事項は何もありません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号10でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田7筆6,511㎡、畑5筆2,738㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。



担当推進委員 譲受人と譲渡人は同居しておりまして、譲受人は現在公務員としてこの市役所に勤務されております。譲渡人が高齢者となりまして、農業の一切をご子息に任せるということで譲渡が決定したものであります。令和2年3月30日に譲渡人と一緒に現地調査をしております。農機具も全てそろっておりますので、ほかに指摘する事項はないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号11でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑3筆1, 838㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、43番推進委員。

担当推進委員 43番です。

4月2日に譲受人立ち会いのもと現地調査をしてまいりました。譲受人と譲渡人は親子であり、譲渡人が高齢となったため譲受人に贈与するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人は兼業農家であり、譲渡人と同居しております。譲受人に話を聞いたところ、現在譲渡人は近年、高齢で農作業をしておらず、所有している農地は譲受人が1人で耕作しております。そのような状況ですので、申請地取得後も必要な農作業についてはこれまでどおり従事することが認められます。その他指摘事項はございません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

番号1でございます。

申請人（落合）は、息子が現在の居宅の隣接地に家を建設するに当たり、車の台数が増加するため道幅を拡張する必要があり、田1筆77㎡を、住宅への進入路に整備するため、転用申請をするものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成費■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員

16番、議長。

議 長

はい、16番委員。

16番委員

16番です。

議案番号1番です。

4月5日、申請人と現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、市道からお住まいのほうへ入るのに道路の道が狭く、車の数もふやして、隣に建物があるので、このたび所有の畑を使って道幅を広くする進入路の申請です。申請地の位置とか周囲の状況ですが、ご自宅の南前です。東は宅地、西は所有の畑、南は市道、北は自宅です。周辺農地への影響ですが、西側の畑が所有の農地なので問題はないかと思われまます。東隣の人には了解を得ています。その他指摘等はありません。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第20号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程4、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1について事務局の説明をお願いいたします。

参事 議長。

議長 はい、事務局。

参事 議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は6件となっております。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在申請地の近くで自動車整備販売業を営んでいますが、使用している車両置場が手狭となったため、譲渡人（市外）から申請地、田1筆735㎡を譲り受け、中古自動車の車両置場に整備するため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号第1番につきまして、去る4月4日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人の実家は同じ集落ですけれども、譲渡人は現在岡山市に住居を構えて住んでおり、所有している農地は全て近隣の農家の方が耕作を行っております。将来

は実家に帰って農業を行う予定ですが、全ての農地を管理するには難しく、苦慮していたところ、近所で車の修理工場を営んでいる譲受人が、以前より現在の中古車展示場が手狭になったため、現在の店舗の近くで中古車展示場にするための土地を探していたところ、このたび両者の話がまとまり、申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、国道313号線沿い、■■■■ ■■■■さんのすぐ西隣になります。周囲の状況ですが、東が現在の店舗、西が田、南が宅地、北が国道となっております。周辺農地への影響ですが、西側に田がありますけれども、これは譲渡人の農地であり、問題ないと思われま。また、近隣の水利組合にも転用の許可をもらっているということでもあります。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

参 事

番号2でございます。

申請人、使用借人（落合）は、現在親と同居していますが、子供部屋もとれない状況にあわせ、子供の成長に伴い手狭となったことから、新居を建築する計画を立てられました。ほかの土地も探されましたが、適当な土地が見つからず、将来親の面倒を見ることにもなるので、実家に隣接する申請地、畑1筆219㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため■■■■円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は28%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、横断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議 長

はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号2番ですが、4月5日、使用貸人と現地確認を行いました。使用借人と使用貸人は親子です。現在一緒にお住まいされていますが、使用借人は、結婚されて、子供さんが2人います。家族がふえ手狭になり、いずれ子供部屋が必要となるため、このたび住居を新築する申請になります。申請地の位置ですが、ご自宅の東隣です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は自宅、南は所有の畑、北は所有の山です。南側は所有の畑なので問題ないと思

われます。なお、東隣の人には了解を得てます。下水は下水道につなげ、水利組合には許可を得てます。その他指摘等はありません。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

参事

5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市外）は、知人の紹介で市内の営農組合に農作業の手伝いに毎週来られており、そのたびにホテルを宿に使用しておられます。継続して農作業の手伝いに来ているうちに、市内に移住し、農業をしたいという思いが強くなり、住宅を建築する土地を探していたところ、農作業で知り合った譲渡人（落合）と売買の話がまとまり、申請地、田1筆305㎡を譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円、■■■■万円、■■■■万円。建ぺい率は28%。添付書類として、土地利用計数、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議長

はい、30番推進委員。

担当推進委員

30番推進委員です。

番号3について説明いたします。

4月2日に譲渡人に聞き取りを行い、現地を確認いたしました。譲受人には電話で確認いたしました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は自然の中で作業をする農業が好きで、知人を頼って申請地近くの営農組合に作業の手伝いに毎週来ておりました。そのようにしているうちに、この地に移住することを真剣に考えるようになり、農作業で知り合いになった譲渡人から快く譲っていただけることになりました。申請地に住居を構えて、営農組合の農作業をするそうです。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■■■■■■■の南約300mの位置にあり、付近には民家が点在しております。周囲の状況ですが、東は田んぼ、西は市道、南は田んぼ、北は水路です。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地がありますが、譲渡人の所有地です。本申請は一般的な住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思います。また、地域の水利組合に住宅にするための同意を得て

います。

以上のとおり、問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

参 事

番号4でございます。

申請人、譲受人（市外）は、知人の紹介で市内の営農組合に農作業の手伝いに毎週来られており、そのたびにホテルを宿に使用しておられます。継続して農作業の手伝いに来ているうちに、市内に移住し、農業をしたいという思いが強くなり、住宅を建築する土地を探していたところ、農作業で知り合った譲渡人（落合）との売買の話がまとまり、申請地、田2筆合計331㎡を譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円、■■■■万円。建ぺい率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長

はい、30番推進委員。

担当推進委員

30番推進委員です。

番号4について説明いたします。

4月2日に譲渡人に聞き取りを行い、現地を確認いたしました。譲受人には電話で確認いたしました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は自然の中で作業をする農業が好きで、知人を頼って申請地近くの営農組合に作業の手伝いに週末ごと夫婦で来ておりました。そのようにしているうちに、この地に移住することを真剣に考えるようになり、農作業で知り合いになった譲渡人から快く譲っていただけることになりました。申請地に住居を構えて、営農組合の農作業をするそうです。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■の南約300mの位置にあり、付近には民家が点在しております。周囲の状況ですが、東は水路、西は水路、南は田んぼ、北は水路です。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地がありますが、譲渡人の所有地です。本申請は一般的な住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思います。また、地域の水利組合に住宅にするための同意を得ております。

以上のとおり、問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

参 事 6ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、使用借人（久世）は、現在岡山市内に居住していますが、市内に戻ってくることとなり、使用貸人である父が所有する申請地、田1筆と備考欄に記載しております関連土地として田2筆の合計256㎡を借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため〇〇円、土地造成〇〇〇〇万円、建物施設〇〇〇〇〇〇万円。資金の内訳として、〇〇〇〇〇〇〇〇万円。建ぺい率は25%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、横断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

担当推進委員 推進委員31番です。

議案5について報告いたします。

4月2日に使用貸人立ち会いのもとに現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、使用貸人と使用借人は親子の関係です。使用借人である息子夫婦は岡山市に現在居住しておりますが、真庭市に急遽帰郷することが決まり、一旦は実家の親夫婦と同居する予定ですが、使用貸人である父親と協議した結果、申請農地をお借りして居宅を建てることで話がまとまったものです。なお、後に出てきますけど、1月に転用許可となっておりました、駐車場として許可になっておりました土地とあわせてでないとならば、建ぺい率とか建物が建ちませんので、あわせた申請となっております。申請地の位置等についてですが、〇〇〇〇〇〇〇〇から東に約100mにあります。周囲の状況は、東側は田、西側は市道、南側は宅地、北側は申請人の宅地で、周囲の農地への影響はないものと思われまます。その他指摘事項も特になくはないものと思われまますので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。





1 番委員 2 番の建築費は幾らでした。  
参 事 建物施設の金額は [ ] 万円で、土地造成が [ ] 万円と建物施設が [ ] 万円。

1 番委員 居宅の面積を見たら、坪数にしたら約 20 坪ぐらいだと思うんです。そしたら、坪が [ ] 万円ぐらいですかね。そねえな高い家があるんでしょうかな。普通は坪が [ ] 万円って聞いているんですけど、物すごく高いような感じがするんですが。土地のあれには関係ないと思うんですけど。

参 事 借入金の申込書類のほうでは [ ] 万円の借り入れの申請書類が添付されておりますので、若干建物施設についても見積もり段階かもしれませんが、しかしながらこれだけの資金が必要だということで資金証明も添付されておるので、木造 2 階建てということでちょっと高いような気はしますが。

1 番委員 神社仏閣か御殿のような家だと思いますが。

参 事 隣接する畑の位置も若干母屋のほうから段がついておりまして、恐らくそれを削る費用も [ ] 万円ほど見てあるんですけど、もしかしたらその建物の部分の一部がまた造成費用にかかってしまうというような計画もあり、借り入れを [ ] 万円とってるのかなというふうに思うんですが。

1 番委員 延べ坪でしょう、これに書いてある 62 というの。

参 事 建築面積が 62.1 です。

1 番委員 ただ聞いてみただけで、これ自体には問題ない。

議 長 ほかにはございませんか。よろしいか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、以上をもちまして地元委員さんからの説明を終わらせていただきまして、質疑もないということで、これより議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 5、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号 1、2 については関連いたしますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

参事 議長。  
議長 はい、事務局。  
参事 議案第22号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

7ページをお開きください。

番号1と番号2は関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

本案件は、令和元年12月6日付、真農委指令第512号で農地法第5条第1項の規定による許可を出した案件で、当初計画では譲受人の運送業を営む市内法人が露天駐車場を整備する計画となっております。変更理由であります。当初は運送業者名義で土地を取得し、露天駐車場の整備を行う計画でしたが、整備着手前の社内協議において、会社役員である申請人（落合）が事業を承継し、土地の取得及び駐車場整備を行い、整備後に賃貸借契約により会社へ貸し付けることとなったため、申請地、田2筆合計1,138㎡について、事業計画変更を申請するものです。露天駐車場整備に係る事業計画については、当初計画から変更はありません。また、資金についても、土地購入費、土地造成費ともに変更はありません。自己資金[ ]万円についての資金証明と整備後の賃貸借契約に係る契約書類は事業計画変更承認申請書に添付されております。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないと思われま。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

それでは、番号1について関連しますので一括で報告をさせていただきます。

3月28日に申請人と現地を確認をしております。転用しようとする事由の詳細等については、事務局のほうから詳細な連絡がありましたが、令和元年12月6日の総会において審議された計画では、申請人が経営する会社名義で許可を受けていましたけれども、このたび申請人が事業継承し、整備後に会社と賃貸借契約を結ぶということになったために事業計画変更をするものであります。申請地の位置ですけれども、[ ]より南西に200m。周囲の状況ですが、東は農地、西は雑種地、南は河川、北は道路となっております。周辺農地への影響については、計画が露天駐車場でありまし

て、影響はないものと思われます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

参事 8ページをお開きください。

番号3でございます。

本案件は、譲受人（市内■■■■法人社団）が■■■■用地として転用するため、平成31年3月6日付、真農委指令第512号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。申請地を所有する土地所有者23名について■■■■法人社団への所有権移転として農地転用許可書を交付しておりましたが、23名のうち今回の事業計画変更申請人である土地所有者（■■■■）1名の権利内容について、所有権移転から賃貸借権の設定へ変更申請をするものです。なお、事業計画及び資金計画については当初計画から変更はありません。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

担当推進委員 推進委員24番でございます。

それでは、議案番号3につきましてご説明申し上げます。

現地確認日につきましては、4月2日に行っております。双方にはお互いに話を聞いております。転用しようとする事由の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたが、本案件は当初平成31年3月6日の委員会で土地所有権移転ということで許可をいただいておりますが、その後、土地所有者23名のうち1名について契約上の問題点が発生し、再度双方の話し合いが行われ、賃貸借設定に変更するものでございます。申請地の位置等につきましては、申請地は■■■■より北、■■■■より西へ約80mの農道に面した位置にあります。周囲の状況につきましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が農道でございます。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は■■■■、一部3階建てで、ほぼ土地の中央に建物が建てられるということであり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。また、地域の水利組合には病院に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はございません。よろしく審議お願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

参事 9ページをお開きください。

番号4でございます。

本案件は、譲受人（久世）が、令和2年1月10日付、真農委指令第501号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。当初計画では申請地を譲り受け、露天駐車場に整備する計画でした。既に令和2年1月20日に売買による名義変更届を完了され、駐車場の整備を始めようとしていたところ、承継者となる息子が岡山市内から久世に戻ってくることとなり、取得した土地に住宅を建築するため、変更申請するものです。父が使用貸人で、承継者である息子が使用借人となる土地使用貸借契約書が添付されております。備考欄に記載している田1筆134㎡は、本日の総会議案第21号、番号5の土地ですが、その土地と合わせ全体で田3筆合計256㎡に住宅1棟を建築する計画に変更となります。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

担当推進委員 31番推進委員です。

議案番号4につきまして報告いたします。

4月2日に申請人立ち会いのもとに現地確認を行いました。計画変更しようとする事由の詳細についてですが、先ほど事務局から詳しくご説明いただきましたが、本件は令和2年1月10日付、真農委指令第501号で駐車場用地として転用許可がされた案件でございます。このたび使用借人である息子夫婦が市外から久世に帰るため、一旦は実家で親夫婦と同居を予定しておりますが、使用貸人である父親と協議した結果、申請農地を借り受け、住宅を建てることで話がまとまったものです。なお、先ほど事務局からも紹介がありましたが、5条転用の議案番号5とあわせて今回変更申請を行ったものです。申請地の位置等についてですが、XXXXXXXXXXから東に約100mのところにあります。周囲の状況は、東側は田、西側は市道、南側は田、北側は転用申請を行っている田、現状は田でございます。周囲の農地への影響はないものと思われま。計画変更も問題ないと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。  
これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第22号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、議案第23号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第23号について、10ページをお開きください。

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年4月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全100筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 お目通しをお願いいたします。

総会資料を事前に配付しておりますので、時間短縮のために短時間とさせていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第24号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程8、議案第25号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事

議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第24号について、20ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第25号について、28ページをお開きください。

議案第25号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、令和2年4月10日付で公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおり、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第24号、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第25号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第10号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第11号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程11、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事

議長。

議 長

はい、事務局。

主 事

67ページをお開きください。

報告第10号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は北房です。田1筆778㎡のうち30㎡を農機具庫にするものです。

番号2でございますが、届け出人及び農地の所在は久世です。田1筆682㎡のうち60㎡を農耕車両の進入路にするものです。

1ページお進みください。

報告第11号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。畑1筆1,185㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、所有者及び農地所在地は湯原です。畑1筆280㎡のうち2,25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、所有者及び農地所在地は八束です。田1筆98㎡の

うち16㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

各番号について、農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人、ともに湯原です。

番号2でございますが、賃借人、賃貸人、ともに八束です。

番号3でございますが、賃借人、賃貸人、ともに八束です。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 日程9、報告第10号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第11号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転届出について、日程11、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等がございましたらお願いいたします。  
ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。  
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。  
皆様方のほうから何かございませんか。どうぞ。

担当推進委員 2点ほどありますけれども、1点は開会前に事務局から事務連絡の説明があるんですけども、できれば文書でいただくとわかりやすくいいんですが。それが1点です。

もう一点は、時期や内容は不確かなんで申しわけないんですけど、農業委員会の活動目標とか何か立てましたよね。それについて、私も意識してなくて、本当に活動を全然してないんで申しわけないんですけど、そのまとめは次の年度とかはどのようになっているかというのを伺いできればと思います。

以上です。

参事 ありがとうございます。

まず、総会前の事務連絡につきましては、簡単にまとめたものでもよろしいですか。読む説明原稿がよろしいですかね。どちらでもいいですか。

担当推進委員 はい、どちらでも結構です。

参事 わかりました。次回から用意するようにします。

それと、先ほどの年間の農業委員、推進委員さんの活動計画、実績等について



てですが、通年4月、5月ぐらいに年度の成果等の点検評価と次年度の目標ということで、総会のほうに書類を添付して、議案として承認をとっていただいとるところです。予定ですけれども、次回の5月総会でそういった資料を作成して、諮らせていただこうと思っております。また、その段階でご指摘等がありましたら、そういったものもまだ修正等ができます。昨年度いただいたご意見等をもとにつくらせていただいたものを提出させてもらいますので、またそのときにご指示いただければと思います。よろしくお願ひします。

議長  
参事

ほかにはございませんか。はい、どうぞ。

事務局のほうから、その他としまして2点ほどご連絡させていただきます。

3月の総会終了後に運営委員会を開かせていただきまして、協議した内容について報告させていただきます。

まず1つ目ですが、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限についてです。

これまで農地法第3条、4条、5条案件で、農業委員、推進委員さん個人や同居の親族もしくはその配偶者が関係する案件があった場合に、農業委員会法第31条の規定に基づき、議案の審議開始から終了まで退室していただき、審議を諮っておりますが、今後、このような申請が出た場合は、公平性を保つため、該当する案件のときのみ退室していただくこととします。こちらが1点、総会の運営方針を変えさせていただきます。

2つ目です。司法書士からの非農地証明申請の対応についてです。

農地が非農地に該当する場合、通常の事務処理として法務局へ地目変更申請をしていただき、法務局から市の農業委員会へ照会書を受けて、現地確認を実施し、農地への復旧が困難であると判断した場合に非農地として法務局へ回答し、農地以外の地目に変更をしております。この手続を司法書士が行う場合、農業委員会からの非農地証明書が必要となります。今まで司法書士さんからの証明書の発行について相談が極端に少なかったんですけども、今後、申請書の提出が予想されますので、事務処理についてご説明をさせていただきます。

お手元にクリップどめしている資料をごらんください。カラーA4が2枚とA3の議案の案が1枚あると思います。

まず、申請者が非農地証明申請に係る証明書に必要事項として1番と2番の欄を記入し、添付書類、謄本とか地籍図をつけて申請を出されます。

次に、証明書の4の欄を記入、押印するために、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん2名と事務局職員とで現地調査を行います。その調査結果をもとに議案として総会に諮り、承認を得た後に、会長名で非農地であるこ

との証明書を申請者へ送付し、法務局で地目変更手続をするという流れになります。総会で調査報告を行うのは、通常の転用案件と同様に事務局説明の後、地区担当の農業委員さん、推進委員さんから現地調査結果を報告していただき、審議に諮っていただきます。証明書の様式については、管轄する法務局のほうへ確認をとっておきまして、この内容で問題ないということをお返答を受けております。また、調査報告書の記載例及び調査報告内容は、このカラー刷りの記入例を参考に作成していただくこととなります。現地確認については、事務局と対象地区の委員さん、推進委員さんと調整して実施をさせていただきたいと思っております。

最後に、A3判で総会議案の案をつけておりますのでご確認ください。

以上、2点について、事案が出た場合の対応について今後よろしくお願ひしたいと思っております。

その他としましては以上です。

議長 ただいまの説明に何か質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。はい、どうぞ。

12番委員 去年、現地の確認の仕事をさせていただきましたね。それでやった関係でこれが出てくる可能性がふえたという意味かしら。

そして、やり方はわかりました。そしたら、案件としてどのぐらい出現してくるんですか。しょっちゅうありそうで大変だぞという感じでしょうか。

参事 まず最初の、昨年していただいた利用状況調査についての影響を受けてということですが、その影響はほとんどないです。昨年度実施していただいた利用意向調査で④番で荒廃地として判断していただいたものについては、今後、事務局総動員といいますか、現地確認で写真を撮ったりして処理を進めていくこととなります。

司法書士さんからの非農地証明の申請っていうのは、私はまだ3年目ですけど2年通じて一件もないです。ですが、2月ぐらいに地元の司法書士さんからそういった証明書の発行を求められたという経緯もありまして、いろいろ調べさせていただいた上で、今後の事務処理について、運営委員会を経て、本日お示しさせていただいたところです。

議長 よろしいですか。

12番委員 ありがとうございます。

議長 市になってからはこの件は今日現在では審議してないです。以前、旧町村ではしとるところもありました。

12番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにはございませんか。

参事 もう一点いいですか。

議 長  
参 事

はい、どうぞ。

もう一点、済いません、申しわけないです。

本日、出席委員さん、推進委員さんの中で出席名簿、あと報酬の委任状のほうにまだ印鑑ただけてない方が多数おられるようなので、お忘れのないように印鑑だけ押して帰ってやってください。よろしくお願いします。

議 長

それでは、以上で4月総会を閉会したいと思います。

次回5月総会は5月12日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時20分 閉会)